

各障害児（者）施設・事業所の長 様

埼玉県福祉部障害者支援課長 黛 昭則
(公印省略)

令和3年度福祉・介護職員処遇改善加算等届出書の提出について（通知）

本県の障害福祉行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、標記加算を算定するためには、毎年度、計画書の提出が必要となります。

つきましては、令和3年4月から加算を算定する場合は、下記のとおり計画書を提出してください。

なお、令和2年度に加算を算定している施設・事業所でも、令和3年度に加算を算定する場合には届出が必要であり、提出がない場合、処遇改善加算等は請求できませんので御注意ください。

記

1 届出書が必要な加算

- (1) 福祉・介護職員処遇改善加算
- (2) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算
- (3) 福祉・介護職員処遇改善特別加算

2 提出書類

新規・継続の別や、届出の事業所数など、施設・事業所により提出書類が異なりますので、必ず埼玉県ホームページで御確認ください。

[ホームページ掲載場所]

「総合トップ」→「健康・福祉」→「障害者福祉」→「障害者福祉施設向け情報」
→「福祉・介護職員処遇改善加算」

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0605/siteitetuduki/syougai-syoguukaizen.html>

3 提出期限

令和3年4月15日（木）必着

4 提出方法

以下のURLから電子申請システムに入り、作成した書類を添付して提出してください。

https://s-kantan.jp/pref-saitama-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=22135

※今年度から県に提出する場合は、書類を郵送していただく必要はありません。

5 留意事項等

(1) 主な変更点について

ア 国通知（令和3年3月25日付障発 0325 第1号）のとおり、昨年度までと様式が変更となっております。必ず新しい様式で提出いただきますようお願いいたします。

イ 令和3年度の障害福祉サービス等報酬改定において、処遇改善加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）、特別加算については廃止されました。令和3年3月31日時点で当該加算を算定している障

害福祉サービス等事業所については、1年間に限り算定を可能とする経過措置が設けられています。これらの加算を算定する場合、提出する書類が他の加算と異なりますので、よく確認の上、書類を作成してください。

(2) 体制届について

新規に処遇改善加算等を算定する場合や、前年度と加算の区分が変わる場合、計画書と合わせて体制届の提出が必要となります。

(3) 政令市や中核市などに事業所がある場合について

ア 同一法人で、指定権者が異なる複数の事業所がある場合は、各指定権者への提出が必要です。

イ 提出書類や提出期日、提出先は各指定権者が定めるとおりです。

ウ 加算の対象事業所が基準該当事業所のみで、かつ登録市町村が1市町村のみの法人は、基準該当事業所の登録市町村に届出書を提出してください。

6 お問い合わせ先

(1) 社会福祉法人・NPO法人

障害者支援課 施設支援担当 電話：048-830-3314

(2) 上記(1)以外の法人(営利法人、一般社団法人等)

障害者支援課 地域生活支援担当 電話：048-830-3317